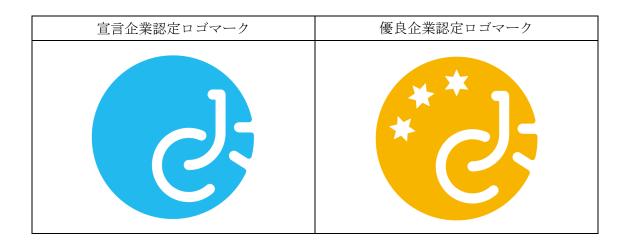
令和2年4月3日制定

## 第1条(目的)

この規約は、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト実施規約(以下「実施規約」という。)に基づいて宣言企業の認定を受けた企業又は団体(以下「宣言企業」といいます。)又は優良企業の認定を受けた企業又は団体(以下「優良企業」といいます。)が、それぞれの認定に係るロゴマーク(以下「認定ロゴマーク」といいます。)を使用するに際して、遵守すべき事項を定めることを目的とします。



#### 第2条(使用期間)

認定ロゴマークの有効期間は、宣言企業又は優良企業の認定に係る有効期間とします。

#### 第3条(認定ロゴマークの使用方法)

宣言企業及び優良企業は、保有するホームページ、広報資料、名刺等に認定マークを使用することができます。ただし、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 認定ロゴマークは、別紙「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト 認定ロゴマークマニュアル」の使用方法に基づいて使用してください。
- (2) 複数の事業所があり、その一部の事業所が認定された場合において、ホームページ、 パンフレットなどの広報資料、役員・従業員の名刺などに使用する場合は、登録され ている事業所を併記することにより使用することができます。
- (3) 法令や公序良俗に反するような方法で使用することはできません。
- (4) その他「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの趣旨に明らかに反するような方法で使用することはできません。

# 第4条 (認定ロゴマークの使用中止)

次の場合には認定ロゴマークの使用を中止しなければなりません。

- (1) 不適切な使用があり、自転車活用推進本部長が使用許可を取り消した場合
- (2) 宣言企業又は優良企業の認定が失効した場合

## 第5条 (権利の譲渡の禁止等)

宣言企業及び優良企業は、認定ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供 若しくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。

### 附則

第1条 この規約は、令和2年4月3日から施行します。